

京都市告示第 273 号

崇仁市営住宅(W)1棟の建替えについて京都市市営住宅条例第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値を定め、平成19年12月1日以降の家賃の算定から適用することとしましたので、京都市市営住宅条例施行規則第6条第2項の規定により告示します。

平成19年11月1日

京都市長 榊本 頼兼

市営住宅の名称	棟 番 号	数 値
崇仁市営住宅	W1棟	0.9281

(都市計画局住宅室住宅政策課)